

日本歯周病学会認定医制度

多くの歯周病患者さんのために、そして先生ご自身のために…
認定医を取得しましょう！

認定医申請資格

- ① 3年以上継続して日本歯周病学会正会員であること。
- ② 学会が認めた研修施設に3年以上所属し、歯周病学に関する研修と臨床経験を有すること。
- ③ 日本歯周病学会学術大会における認定医・専門医教育講演を2回以上受講していること。（以下、平成30年以降）また、本学会が行う倫理に関する講演を1回以上受講していること



認定医取得までの流れ

1. 申請

- 1) 年2回（1月と7月頃に締切）
- 2) 申請料1万円
- 3) 申請書式は学会ホームページよりダウンロードできる。
- 4) 症例報告書（1症例 提出症例の詳細は学会HP参照）
- 5) その他、歯周病学会指導医の推薦書、認定医・専門医教育講演参加証などが必要（平成30年以降は倫理に関する講演受講の証明も必要）

2. 申請書類審査

3. 筆記試験

- 1) 年2回（通常、学術大会の前日に行われる）
- 2) マークシート形式による客観試験
- 3) 試験範囲は日本歯周病学会出版物（学会HP参照）より

4. 総合審査

5. 認定医認定証発行

- 登録料3万円
認定医記念の楯は希望者のみ2万円で販売



更新

- ① 5年毎に更新手続きを行わないと資格を喪失する。
- ② 生涯研修単位を5年の間で研修会出席50単位以上取得していること。
- ③ 認定医・専門医教育講演に2回以上出席
- ④ 更新手数料1万円



認定医と歯周病専門医



- ① 認定医と歯周病専門医はともに日本歯周病学会が認定する資格である。
- ② 歯周病専門医は厚生労働省が認可した資格であり、その資格名を広告することが認められている。
- ③ 歯周病専門医は、認定医または関連学会認定医に登録後、本学会の認めた研修施設で通算2年以上の歯周病学に関する研修を経て申請できる。
- ④ 歯周病専門医への申請および更新に関わる条件等は認定医とは異なる。詳しくは学会ホームページを参照。



生涯研修単位

研修会出席

(1回出席あたりの単位, 出席したことを証明する参加章等のコピーが必要)

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1) 日本歯周病学会学術大会 | 10 |
| 2) 日本歯周病学会臨床研修会 | 10 |
| 3) 日本歯周病学会認定医・専門医教育講演 | 10 |
| 4) 細則第3条第2項で認める関連学会の年次大会および研修会 | 10 |
| 5) 日本歯科保存学会 | 7 |
| 6) 日本歯科医学会総会 | 5 |
| 7) 4)以外の歯周病学会, 国際学会 | 7 |
| 8) その他の歯周研修会 | 7 |